

五泉市農業委員会

令和 7 年 第 5 回 定例総会議事録

会議開催 令和 7 年 5 月 30 日(金) 午後 2 時 00 分
場 所 五泉市役所 4 階 401 会議室

出席委員(18 人)

1 番 渡邊 利雄	2 番 亀山 公子
3 番 大槻 彰吉	4 番 長谷川 亘
5 番 深井 秋彦	6 番 大湊 弘明
7 番 高橋 喜美子	8 番 権平 孝男
9 番 武藤 智暁	10 番 樋口 勝俊
11 番 川瀬 福司	12 番 井上 百合子
13 番 清田 ひろみ	14 番 (欠席)
15 番 金子 郁夫	16 番 酒井 美奈子
17 番 大湊 賢吉	18 番 金子 信行
19 番 松尾 タカ子	

欠席委員

14 番 村田 和賢

関係説明者

局 長	松尾 直幸	次 長	本間 泰巳
村松事務所長	牛腸 修啓	係 長	星 恵里子
主 査	藤田 剛		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に

よる農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について

- ・利用権設定・転貸案件
- ・利用権移転案件

1 開会

司 会 それでは、ご案内の時刻となりましたので、ただいまから、令和7年第5回定例総会を開催いたします。

松尾会長からごあいさつをいただきまして、その後は、五泉市農業委員会会議規則第4条によりまして、議長として会の進行をお願いいたします。

2 会長あいさつ

松尾会長 (あいさつ)

3 総会成立宣言

議 長 それでは、ただいまから、令和7年第5回総会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は、19人中18人で定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。なお、14番・村田和賢 委員から欠席の通告がありましたので、ご承知いただきたいと思います。

4 会期の日程について

議 長 次に、日程4、会期の日程についてであります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

(「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議無しということで、左様決定いたします。

5 議事録署名委員及び記録員の指名について

議 長 次に、日程5、議事録署名委員及び記録員の指名についてであります。

五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します、議事録の署名委員の指名について、議長にご一任いただきたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議無し」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員は、3番・大槻彰吉 委員、4番・長谷川亘 委員 にお願ひします。また、議事録の記録員は、事務局・星係長にお願ひします。

6 農地パトロールの報告

議 長 次に、日程6、農地パトロールの報告であります。

調査班の班長、6 番・大湊弘明 委員から、報告をお願いします。

調査班長（大湊弘明 委員）

はい、議長。議席番号 6 番、現地調査班 大湊です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として 5 月の農地パトロールを実施しました。本日 9 時 30 分から私ほか、浅井 推進委員、山崎 推進委員、五十嵐義光 推進委員、事務局の牛腸所長、星係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、太田 2 丁目、赤海字善願、高山、論瀬、猿和田、柄沢、町屋、尻上、橋田、土深、五泉字松木野、白山、村松地区では、石曾根字女窪、蛭野、上野、牧、寺田、南田中 等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことをご報告いたします。

議 長 ただいまの報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、報告のとおりとします。

7 議件 / 議第 1 号

議 長 続きまして、日程 7、議件の審議に入ります。

最初に、「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

3 ページの番号 1 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

（関係 委員 退室）

議 長 それでは、事務局より説明をお願いします。

星係長 はい、議長。

議 長 星係長。

星係長 はい、議長。説明いたします。

3 ページをご覧ください。

番号 1 番は、売買の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田 1 筆、面積 512 m²、及び、畑 5 筆、352 m²、合計面積 864 m²を売買するものです。

7 ページの審査表をご覧ください。

農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（大湊弘明 委員）

はい、議長。説明いたします。

番号1番は三本木1丁目地内の田及び三本木3丁目地内の畑でありました。

特に問題がないと見てきましたので、報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でありますので、「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番は、原案のとおり決定されました。

関係 委員は入室してください。

（関係 委員 入室）

議 長 続きまして、「議第1号・農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

星係長 はい、議長。

議 長 星係長。

星係長 はい、議長。説明いたします。

今回の農地法第3条の規定による許可申請は、先ほどご審議いただいた案件を含め、総数5件で、売買が4件、賃貸借が1件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととし、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明い

たします。

3 ページ、4 ページをご覧ください。

番号 2 番は、売買の案件となります。

譲渡人の経営規模縮小のため、畑 2 筆、合計面積 644 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

番号 3 番は、売買の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田 1 筆、面積 337 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

番号 4 番は、売買の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田 3 筆、合計面積 498 m²を売買するものです。

5 ページをご覧ください。

番号 5 番は、賃貸借の案件です。

譲渡人の経営規模縮小のため、田 1 筆、面積 972 m²を議案書記載の俵数で貸し借りするものです。

8 ページから 11 ページまでの審査表をご覧ください。

番号 2 番から番号 5 番の案件について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（大湊弘明 委員）

はい、議長。説明いたします。

番号 2 番は一本杉地内の畑、番号 3 番は論瀬地内の田、番号 4 番は川内地内の田、番号 5 番は笹堀地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので、報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

権平孝男 委員

はい、議長。

議 長 権平孝男 委員。

権平孝男 委員

8 番 権平です。番号 1 番と番号 2 番の住所が全く同じなのですが、どういうことでしょうか。

議 長 事務局、お願いします。

星係長 はい、議長。
 こちらの住所につきまして、住居表示上ですが、同じ区画となっております。住所は同じ表示となります。以上です。

議 長 無ければ、採決に入ります。
 「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でありますので、「議第 1 号・農地法第 3 条の規定による許可申請について」の番号 1 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第 2 号

議 長 続きまして、「議第 2 号・農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局より説明をお願いします。

星係長 はい、議長。

議 長 星係長。

星係長 はい、議長。説明をいたします。
 今回の農地法第 4 条の規定による許可申請は、総数 1 件であります。
 はじめに、19 ページについて、記載の表示順が誤っておりました。左右が逆となりますので、訂正申し上げます。
 それでは、ページを戻りまして、15 ページをご覧ください。
 番号 1 番は、太陽光発電設備設置のための一時転用で、令和元年に許可を受けたものでありまして、3 年に一度申請することとなっているため、実質的には 2 回目の更新であります。
 申請内容は、ソーラーパネルの支柱を設置し、パネルの下部で「みかん」を作付するものであります。
 転用面積は現況地目 畑 1 筆 694 m²のうち、支柱の 50 本分、1.57 m²であります。
 26 ページの審査表をご覧ください。
 許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)-c」であります。
 申請地は、一本杉地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、太陽光発電設備を設置し、下部で営農する、営農型発電設備用地としての一時転用については、認められているため、やむを得ないものと判断いたしました。
 以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（大湊弘明 委員）

はい、議長。説明いたします。

番号1番は一本杉地内の畑で、特に問題がないと見てきましたので、報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第2号・農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でありますので、「議第2号・農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 ／ 議第3号

議 長 続きまして、「議第3号・農地法第5条の規定による許可申請について」を議題いたします。事務局より説明をお願いします。

星係長 はい、議長。

議 長 星係長。

星係長 はい、議長。説明をいたします。

今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数2件で、使用貸借が1件、一時転用が1件であります。

29ページをご覧ください。

番号1番は、太田2丁目の登記地目 田 224 m²を個人住宅建築とする永久転用案件で、使用貸借となります。

36ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「エ-(ア)-b-(c)」であります。

申請地は、都市計画用途地域内のため、第3種農地となります。第3種農地は転用を認めることとなっておりますので、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

29ページに戻っていただき、番号2番から番号6番は、ひとつの案件となります。

一本杉地内の田6筆、合計面積5,375 m²を砂利採取場とする一時転用案件で、賃貸

借となります。

43 ページの審査表をご覧ください。

許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア-(イ)-c」であります。

申請地は、一本杉地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。

使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（大湊弘明 委員）

はい、議長。説明いたします。

番号1番は、太田2丁目地内の休耕畑、番号2番から6番は、一本杉地内の田でありました。

特に問題がないと見てきましたので、報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

（質疑応答なし）

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第3号・農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でありますので、「議第3号・農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 ／ 議第4号（①利用権設定・転貸案件）

議 長 続きまして、「議第4号・農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画に関する意見決定について」を議題といたします。

はじめに、「利用権設定・転貸案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい、議長。説明いたします。

47 ページをご覧ください。

今月の「利用権設定・転貸案件」について、42 件の申し出がありました。

農用地利用集積等促進計画に基づく利用権の設定等は、新潟県農林公社を介在した貸借であります。

貸付と転貸を案件ごとに順番に表示しております。

番号 1 番と番号 2 番は、合計面積 8,140 m²、番号 3 番と番号 4 番は、合計面積 1,324 m²、番号 5 番と番号 6 番は、合計面積 7,511 m²、番号 7 番から番号 42 番の案件の借受人は、令和 7 年 4 月 21 日に設立届が提出された新規法人で、5 月 16 日の役員会で承認されております。

番号 7 番と番号 8 番は、合計面積 4,991 m²、番号 9 番と番号 10 番は、合計面積 13,457 m²、番号 11 番と番号 12 番は、合計面積 6,463 m²、番号 13 番と番号 14 番は、面積 1,835 m²、番号 15 番と番号 16 番は、合計面積 7,913 m²、番号 17 番と番号 18 番は、合計面積 15,672 m²、番号 19 番と番号 20 番は、合計面積 7,004 m²、番号 21 番と番号 22 番は、合計面積 7,531 m²、番号 23 番と番号 24 番は、合計面積 5,395 m²、番号 25 番と番号 26 番は、合計面積 10,406 m²、番号 27 番と番号 28 番は、合計面積 5,204 m²、番号 29 番と番号 30 番は、合計面積 8,693 m²、番号 31 番と番号 32 番は、合計面積 3,734 m²、番号 33 番と番号 34 番は、合計面積 3,031 m²、番号 35 番と番号 36 番は、合計面積 4,617 m²、番号 37 番と番号 38 番は、面積 2,989 m²、番号 39 番と番号 40 番は、合計面積 4,910 m²、番号 41 番と番号 42 番は、合計面積 7,903 m²、番号 43 番と番号 44 番は、合計面積 9,438 m²、番号 45 番と番号 46 番は、合計面積 1,982 m²、番号 47 番と番号 48 番は、合計面積 1,989 m²、番号 49 番と番号 50 番は、面積 1,004 m²、番号 51 番と番号 52 番は、合計面積 2,468 m²、番号 53 番と番号 54 番は、面積 2,465 m²、番号 55 番と番号 56 番は、合計面積 8,138 m²、番号 57 番と番号 58 番は、合計面積 1,480 m²、番号 59 番と番号 60 番は、合計面積 3,584 m²、番号 61 番と番号 62 番は、合計面積 3,045 m²、番号 63 番と番号 64 番は、合計面積 6,230 m²、番号 65 番と番号 66 番は、合計面積 4,458 m²、番号 67 番と番号 68 番は、面積 1,021 m²、番号 69 番と番号 70 番は、合計面積 3,555 m²、番号 71 番と番号 72 番は、面積 469 m²、番号 73 番と番号 74 番は、92 ページをご覧ください。合計面積 7,874 m²、番号 75 番と番号 76 番は、96 ページをご覧ください。合計面積 7,939 m²、番号 77 番と番号 78 番は、合計面積 3,633 m²、番号 79 番と番号 80 番は、101 ページをご覧ください。合計面積 8,789 m²、番号 81 番と番号 82 番は、107 ページをご覧ください。合計面積 10,276.68 m²、番号 83 番と番号 84 番は、111 ページをご覧ください。合計面積 7,861 m²、それぞれを議案書記載の金額または無償で公社に貸し付け、また耕作者に転貸するものです。

戻りまして、本日、配布しました 46-2 ページと 46-4 ページをご覧ください。

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

大槻彰吉 委員
 はい、議長。

議 長 大槻彰吉 委員。

大槻彰吉 委員
 3 番 大槻です。新しい法人ができたということですが、阿弥陀瀬の方で、6 月に新しく立ち上げた株式会社夢工房アグリドーム 21 の代表者はどなたですか。

議 長 事務局、お願いします。

藤田主査 はい、議長。
 株式会社夢工房アグリドリーム 21 ですが、代表取締役は、推進委員をお願いしております 関係 委員であります。夏針地区の方々と、法人を設立しております。

大槻彰吉 委員
 はい、議長。

議 長 大槻彰吉 委員。

大槻彰吉 委員
 他の役員はどなたですか。

議 長 事務局、お願いします。

本間次長 夏針の地元の方々と、8 名であります。生産組合として活動してきた方が法人を立ち上げて、引き続いて就任しております。
 「役員の名前をあげる」

議 長 無ければ、採決を行います。
 「利用権設定・転貸案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

 (挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「利用権設定・転貸案件」は、原案のとおり決定されました。

7 議件 / 議第4号(②利用権移転案件)

議 長 続きまして、「利用権移転案件」についてお諮りします。
事務局より説明をお願いします。

藤田主査 はい、議長。

議 長 藤田主査。

藤田主査 はい、議長。説明いたします。
本日、配布しました115ページをご覧ください。
今月の「利用権移転案件」について、1件の申し出がありました。
番号1番は、面積1,021㎡議案書の中で、譲渡人の欄に記載されているのは、現在の耕作者です。
そして、譲受人の欄に記載されているのが新しい耕作者です。土地の所有者については備考欄に記載してあります。こちらを新しい耕作者に変更するものです。
なお、耕作者の変更の場合、契約年数は今の契約の残り期間とし、金額も現在の契約の額を引き継ぐことになります。
113ページをご覧ください。
この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会としての意見を付して回答とするものであります。
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 無ければ、採決を行います。
「利用権移転案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でありますので、「利用権移転案件」は、原案のとおり決定されました。

議 長 以上で、本日の総会に提出されました議件及び報告事項の審議は終了いたしました。
これをもちまして、令和7年第5回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時20分 閉会)